明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程を定める件（国土交通一〇一三）　一
〔叙位・叙勲〕　九
〔褒　賞〕　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
企業年金連合会平成二十八事業年度決算等、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五
会社その他
会社決算公告　五

告示

○国土交通省告示第千十三号

特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程を次のように定める。

平成二十九年十一月六日

国土交通大臣　石井　啓一

特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程

（目的）

第一条　この規程は、特定既存住宅情報提供事業者団体の登録に関し必要な事項を定めることにより、特定既存住宅情報提供事業の適正な運営を確保し、住宅購入者が安心して既存住宅を購入することができる環境の整備を図り、もって住宅購入者の利益の保護に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この規程において「特定既存住宅」とは、既存住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第二項に規定する新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。

一　地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。

二　当該既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号に規定する保険契約を締結するための検査基準（前号に掲げる基準に相当する基準を除く。）に適合することを確認できるものであること。

2　この規程において「住宅購入者」とは、住宅を購入しようとする者をいう。

3　この規程において「特定既存住宅情報提供事業」とは、住宅購入者に対し、特定既存住宅に係る情報を提供する事業をいう。

4　この規程において「特定既存住宅情報提供事業者」とは、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者であって、特定既存住宅情報提供事業を行うものをいう。

5　この規程において「特定既存住宅情報提供事業者団体」とは、一般社団法人その他の営利を目的としない法人のうち、その社員、組合員若しくは会員又はこれらの者に準ずるもの（第四条第三項第十号において「社員等」という。）の全部又は一部が特定既存住宅情報提供事業者であり、かつ、特定既存住宅情報提供事業の適正な運営を確保するための活動を行うものをいう。

（登録）

第三条　特定既存住宅情報提供事業者団体は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える特定既存住宅情報提供事業者団体登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けることができる。

2　前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間（以下「登録の有効期間」という。）の経過によって、その効力を失う。

3　前項の更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその登録の実施又は登録しないことの決定がなされるまでの間は、なお効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第四条　前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　名称（略称を用いている場合には、名称及びその略称）

二　設立年月日

三　役員又はこれに準ずる者（以下「役員等」という。）の氏名

四　主たる事務所の所在地